

綾部市公報

番 号 第 6 9 7 号
発行日 令和 2 年 7 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定
(建設課)・・・1
 - 綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・2
 - 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・8
 - 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・9
 - 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(社会教育課)・・・10
 - 綾部市道の構造の基準に関する条例の一部改正
(建設課)・・・11
 - 綾部市営住宅設置及び管理条例の一部改正
(建築課)・・・13
- ### ○規 則
- 綾部市道の構造の基準に関する条例施行規則の一部改正
(建設課)・・・14
- ### ○告 示
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・15

- 地縁団体変更告示（安場町自治会）
(市民協働課)・・・16
- 公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・17
- 令和2年綾部市議会6月定例会で議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・19
- 綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱の制定
(商工労政課)・・・20
- 綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱の制定
(建設課)・・・25
- 綾部市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用支援事業実施要綱の改正
(障害者支援課)・・・30
- 綾部市テナント特別支援補助金交付要綱の一部改正
(商工労政課)・・・32
- 綾部市母子栄養強化事業実施要綱の一部改正
(保健推進課)・・・33
- 市道路線認定告示
(建設課)・・・34
- 市道路線区域決定告示
(建設課)・・・35
- 市道路線供用開始告示
(建設課)・・・36
- 市道路線区域変更告示
(建設課)・・・37
- 市道路線供用開始告示
(建設課)・・・38

・綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱の一部改正 (障害者支援課)・・・39	・公共下水道舗装復旧(2-1)工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・107
○公 告	・位田町旭ヶ丘舗装復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・117
・綾部市職員採用試験について (職員課)・・・40	・住民票職権消除者公告 (市民・国保課)・・・127
・公示送達 (市民・国保課)・・・49	○教育委員会告示
・所有者の判明しない動物の収容について (保健推進課)・・・50	・令和2年度第3回綾部市教育委員会招集告示 ・・・128
・所有者の判明しない動物の収容について (保健推進課)・・・51	
・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会事務局)・・・52	
・綾部市GIGAスクール構想システム構築業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について (学校教育課)・・・53	
・綾部市まちづくり条例に基づく地区計画の縦覧について (都市計画課)・・・73	
・公共下水道管渠築造(2-1)工事と公共下水道関連配水管布設替(2-1)工事公募型指名競争入札について (監理課)・・・74	
・清山荘屋根等改修工事公募型指名競争入札について (監理課)・・・86	
・資料館改修工事(屋上防水及び外壁改修)条件付一般競争入札について (監理課)・・・97	

綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 1 号

綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、綾部市が実施する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「対策事業」という。）に関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき、分担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(被徴収者の範囲)

第 2 条 分担金の被徴収者は、対策事業の実施により利益を受ける者又はそれらの者の組織する団体とする。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、事業年度ごとに、当該年度の対策事業に要する経費の 4 分の 1 以内で市長が定めた額とする。

(分担金の徴収)

第 4 条 分担金の徴収の時期及び方法は、市長が定める。これを変更するときも、また同様とする。

(分担金の減免等)

第 5 条 市長は、特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 2 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

(綾部市市税条例の一部改正)

第 1 条 綾部市市税条例(昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第 3 項中「民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 3 4 条に規定する公益法人」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改める。

第 1 9 条中「から第 1 2 項」を「から第 1 1 項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項及び第 1 2 項」を「第 6 項及び第 1 1 項」に改める。

第 2 6 条第 1 項ただし書中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改める。

第 4 3 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 4 3 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 1 2」を「第 1 0 条の 2 の 1 5」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によつて」を「により」に、「第 4 9 条の 2」を「第 4 9 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 6 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 6 3 条の 3 現所有者(法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及

び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第64条第1項中「または」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第82条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第82条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第115条第6項中「第43条第6項」を「第43条第7項」に改める。

附則第6条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第6条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第11条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第11条の2に次の1項を加える。

16 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第18条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「若しくは第15条の3」を「、第15条の3若しくは第61条」に改める。

附則第20条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第22条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第22条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同

条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第28条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 綾部市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の2中「及び第4項」を削る。

第11条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第15条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第15条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第39条第10項から第12項まで」を「第39条第9項から第16項まで」に改める。

第15条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第39条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第

第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人が、電気」を「第9項の内国法人が、電気」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の内国法人が、当該」を「第9項の内国法人が、当該」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項の規定の適用を受けて」を「第12項の規定の適用を受けて」に、「第10項」を「第9項」に、「第13項の規定の適用を受ける」を「第12項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段の規定の」を「第12項前段の規定の」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第13項前段の期間」を「第12項前段の期間」に、「第10項」を「第9項」に、「第13項前段の規定は」を「第12項前段の規定は」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段の規定の」を「第12項後段の規定の」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第13項後段の期間」を「第12項後段の期間」に、「第10項」を「第9項」に、「第13項後段の規定は」を「第12項後段の規定は」に改め、同項を同条第16項とする。

第40条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第42条第4項から第6項までを削る。

第82条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第6条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第11条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第11条の2第16項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第18条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第29条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定

行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第30条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中綾部市市税条例第82条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中綾部市市税条例第12条第1項第2号、第19条及び第26条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第6条の2及び第6条の2の2第1項の改正規定並びに第2条中綾部市市税条例附則第11条、第11条の2第16項及び第18条の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中綾部市市税条例第82条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中綾部市市税条例附則第22条第1項及び第22条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の綾部市市税条例(以下「新条例」という。)附則第6条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第12条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第19条及び第26条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控

除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦（旧法第３１４条の２第３項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第２９２条第１項第１２号に規定する寡夫である第１１条第１項第１号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

第４条 附則第１条第４号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「４号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和４０年法律第３４号。以下この条において「４年旧法人税法」という。）第２条第１２号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が４号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

２ ４号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び４号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条 新条例第４３条第４項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 新条例第４３条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３ 新条例第６３条の３の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条 附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第７条 附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 3 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- （2）特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 4 2 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加え、同条第 8 項中「附則第 4 条」を「附則第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 4 号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（同項第 2 号に該当する場合に限る。）」を加える。

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

第 3 7 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年６月２２日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第２５号

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年綾部市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「都市」の次に「若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 6 号

綾部市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市道の構造の基準に関する条例（平成 2 5 年綾部市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第 5 条第 1 項中「4 以上」の次に「である第 3 種又は第 4 種」を加え、同条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 7 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 第 3 種又は第 4 種の道路（前 2 項に規定するものを除く。）には、交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種（第 4 級及び第 5 級を除く。次項において同じ。）又は第 4 種（第 3 級及び第 4 級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が 1 時間につき 6 0 キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第9条第1項中「多い」の次に「第3種又は第4種の」を、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第40条第1項中「第7条」の次に「、第7条の2第4項」を加える。

第40条第2項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、「第7条」の次に「、第7条の2第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 7 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

綾部市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年綾部市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表神宮寺団地の項の次に次のように加える。

スタジオオーネ神宮寺	綾部市神宮寺町
------------	---------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市道の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 4 号

綾部市道の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市道の構造の基準に関する条例施行規則（平成 2 5 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯の幅員の基準）

第 7 条の 2 自転車通行帯の幅員は、1. 5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

2 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第 2 2 条第 3 号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第115号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年6月2日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0220-21013	昭和28年10月 8日
令和 2年 4月 1日	綾0402-21006	昭和47年 6月 9日
令和 2年 4月 1日	綾0406-32003	昭和27年 6月 5日
令和 2年 4月 1日	綾0411-75002	昭和28年 4月24日
令和 2年 4月 1日	綾0411-75002	平成18年 8月26日
令和 2年 4月 1日	綾0501-32005	昭和56年 4月29日
令和 2年 4月 1日	綾0606-45011	昭和46年12月 5日
令和 2年 4月 1日	綾0816-12086	昭和49年11月 8日
令和 2年 4月 1日	綾0820-71003	昭和21年 9月14日
令和 2年 4月 1日	綾0826-12028	昭和27年 2月28日
令和 2年 4月 1日	綾0827-63002	昭和50年 4月15日
令和 2年 4月 1日	綾0827-81020	昭和25年 4月12日
令和 2年 4月 1日	綾0834-13005	昭和22年 9月 1日
令和 2年 4月 1日	綾0835-31003	昭和23年 1月 1日
令和 2年 4月 1日	綾1010-52005	昭和47年 6月30日
令和 2年 4月 1日	綾1102-12003	昭和22年 5月26日
令和 2年 4月 1日	綾1104-41007	平成10年 4月 8日

綾部市告示第 1 1 6 号

地縁による団体「安場町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安場町東ノ段 8 2 番地の 1 村 上 嘉 彦 に変更する
事務所を 綾部市安場町東ノ段 8 2 番地の 1 に変更する

2 変更の年月日

令和 2 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第117号

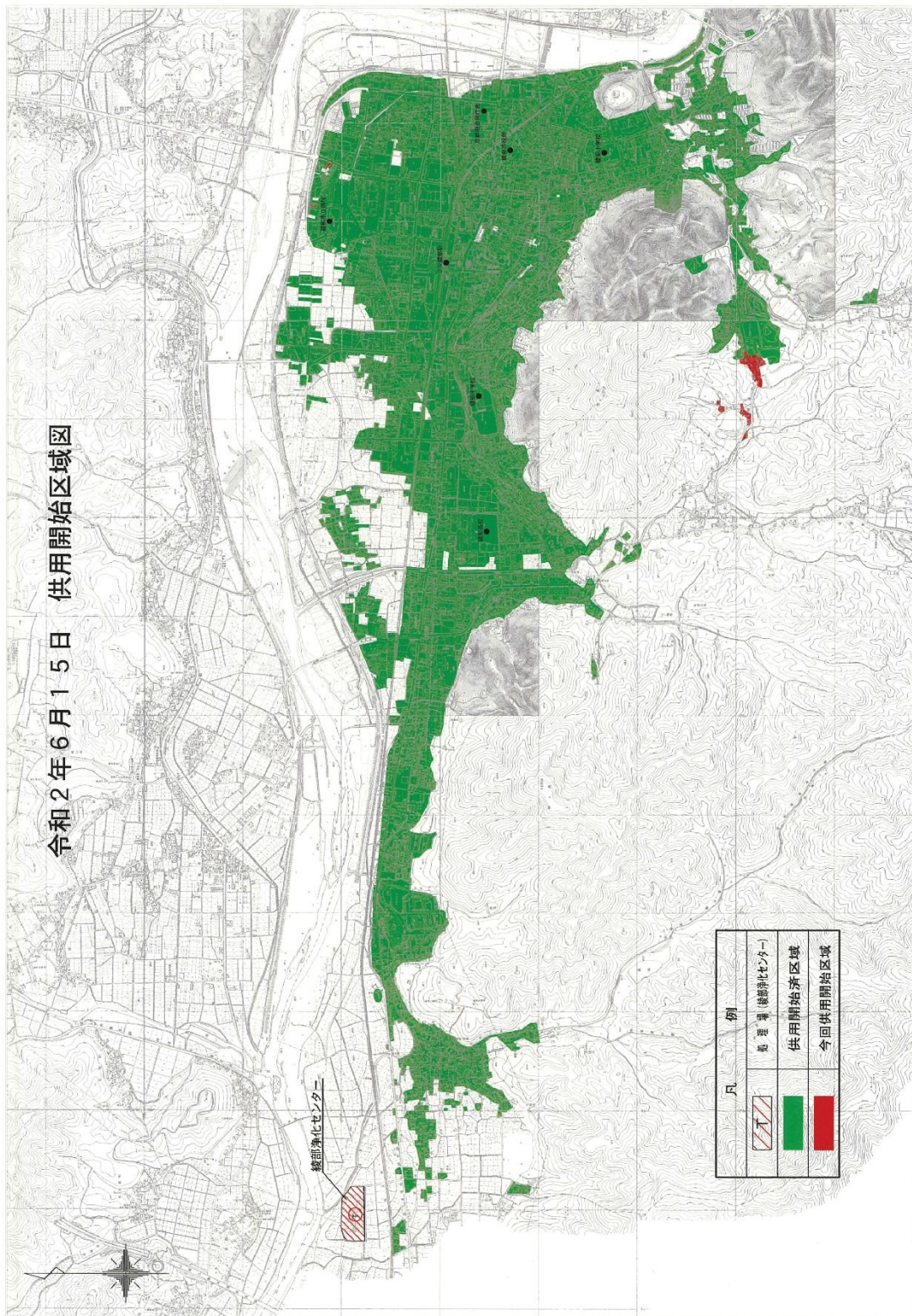
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和2年 6月15日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和2年 6月15日
- 2 下水を排除すべき区域 田野町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 田野町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和2年 6月15日
- 6 下水を処理すべき区域 田野町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター



綾部市告示第 1 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和元年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 2 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 2 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 4 号）
- 5 令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 1 1 9 号

綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた小規模事業者等の事業継続を支えるため、事業全般に広く使える綾部市小規模事業者等緊急支援給付金(以下「給付金」という。)を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小規模事業者等(中小企業基本法(昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。)であって市内に事業所を有するもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2 0 2 0 年 1 月から支給申請を行う日の属する月の前月までの間で、1 か月当たりの事業収入が前年同月比 3 0 パーセント以上 5 0 パーセント未満減少している月(以下「対象月」という。)がある者
- (3) 2 0 1 9 年以前から事業を継続していて、今後も事業を継続する意思がある者
- (4) この要綱による給付金の支給を受けたことがない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 2 0 2 0 年 1 月から支給申請を行う日の属する月の前月までの間で、1 か月当たりの事業収入が前年同月比 5 0 パーセント以上減少している月がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) 市税を滞納している者(地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)附則第 5 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)
- (5) 給付金の趣旨等に照らして市長が適当でないと判断する者

(給付金の額等)

第 3 条 給付金の額は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月のうち任意の 1 か月の月間事業収入に 1 2 を乗じて得た額を差し引いた額とする。ただし、5 0 万円を限度とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第 4 条 給付金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から2か月以内とする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付金の支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による支給申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(給付金の返還等)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和2年6月19日から施行する。

2 この告示は、令和2年10月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給申請書兼請求書

綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり給付金の支給について申請及び請求します。

なお、裏面の「4 誓約事項」について同意します。

記

1 申請（請求）内容

申請者 (請求者)	所在地 名称(法人名・屋号) 代表者(職)・氏名	㊟		
	電話番号		業種	業人
	常時使用する従業員数(申請日現在)	※1		
(法人のみ)	法人番号		資本金	
事業収入 ※3	減少月	※2	2020年 月	減少率 (②-①)÷② ×100 %
	減少月の事業収入	①	円	
	前年同月の事業収入	②	円	
	前年の年間事業収入	③	円	
支給申請 (請求)額	③-(①×12)の計算結果か上限額50万円のうちいずれか少ない額			円

※1 中小企業基本法に規定する小規模事業者（常時使用する従業員数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者）が支給対象です。

※2 減少月の欄には、2020年1月から申請の前月までの間で、1か月当たりの事業収入が前年同月比30%以上50%未満減少した、任意の月を記載してください。

※3 国の持続化給付金の対象者（2020年1月から申請の前月までに、事業収入が前年同月比50%以上減少した月がある。）は、本給付金の支給対象としていません。

2 給付金の振込先

金融機関名		支店名						
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)						
フリガナ								
口座名義								

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

(裏面)

3 添付書類

法 人	<input type="checkbox"/> 収受印のある、直近の事業年度の確定申告書別表1の写し ⇒ e-Tax申請で収受印がない場合は「受信通知」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書（表・裏） <input type="checkbox"/> 表面の「減少月の事業収入」が確認できる帳簿等の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の表紙と1ページ目の写し
個人事業主	<input type="checkbox"/> 収受印のある、2019年分の確定申告書第1表 ⇒ e-Tax申請で収受印がない場合は「受信通知」を添付してください。 <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書（青色申告の場合） <input type="checkbox"/> 表面の「減少月の事業収入」が確認できる帳簿等の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の表紙と1ページ目の写し <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し（運転免許証等）

4 誓約事項

- ・本申請書及び添付書類の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が支給決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・2019年以前から綾部市内に所在地がある小規模事業者等として事業収入を得ており、今後も継続して事業を継続する意思があります。
- ・2020年1月から申請の前月までの間に、1か月当たりの事業収入が、前年同月比50%以上減少した月はなく、国の持続化給付金の対象となっておりません。
- ・併給禁止の条件のある他の給付金を受給していません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者には該当しません。
- ・宗教上の組織又は団体ではありません。
- ・政治団体ではありません。
- ・不正受給が判明した場合には、給付金を返還します。
- ・綾部市が給付金の調査として関係書類の提出依頼、事情聴取、立入検査等を行う場合は、これに応じます。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱に基づく給付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱第 6 条の規定により通知します。

記

支 給	支給決定額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第120号

綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱を次のように定める。

令和2年6月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市が実施する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「対策事業」という。）について、京都府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要領（平成31年3月22日付け1砂第154号京都府建設交通部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施要件)

第2条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについて対策事業を実施するものとする。

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条及び第4条若しくは第5条の規定による措置の適用が指定され、又は指定されることが確実である災害に伴い崩落等が発生した土地の工事であること。
- (2) 傾斜度がおおむね30度以上の土地の工事であること。
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林及び同法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区並びに保安林予定森林及び保安施設予定地区、又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域等他法令の指定区域又は指定予定区域でない土地の工事であること。
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定による綾部市地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地の工事であること。
- (5) 崩壊等が発生したがけ地の高さが5メートル以上の土地の工事であること。
- (6) 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事であること。
- (7) 1箇所の対策事業費が600万円以上であること。
- (8) 対策事業用地が無償貸与されること。
- (9) 工事に伴う移転補償がないこと。
- (10) 対策事業に関係する地権者、受益者その他すべての事業関係人（以下「事業関係

人」という。)の同意書(様式第1号)が提出されていること。

(適用除外)

第3条 この要綱は次のいずれかに該当するものには、適用しない。

- (1) 災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の対象となるもの
- (2) 鉱石又は土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づく崩壊等で、その責任者が明らかなもの
- (3) 造林の見込みのある場所等における工事で林地崩壊防止事業として実施するもの
(事業関係人の代表者)

第4条 対策事業の実施を要望する者は、事業関係人の中から代表者(以下「代表者」という。)を選出し、綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業関係人代表者届(様式第2号)により市長に届け出るものとする。

2 対策事業において、代表者が事業関係人の取りまとめを行うものとする。

(分担金)

第5条 対策事業の実施により受益を受ける者は、綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例(令和2年綾部市条例第21号)に定めるところにより、分担金を納入しなければならない。

(事業用地)

第6条 対策事業により設置された構造物の土地及びこれを管理するために必要な土地の所有者は、当該土地を市に無償貸与するものとし、構造物設置等土地使用承諾書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の土地は、事業関係人の責任において確保するものとする。

3 土地の境界が確定していない場合、相続未登記、真実の権利者がいる場合等で必要な土地手続ができないときは、対策事業を実施しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月22日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名 ⑩

同 意 書

私は、綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱に基づく下記代表実施地番での対策事業の実施に同意します。

また、綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例に基づき分担金の請求があった場合、遅滞なく納付することに同意します。

なお、本実施要綱第 4 条に定める事業関係人代表者を下記のとおりとすることに異議ありません。

記

代表実施地番及び事業関係人代表者

代表実施地番	事業関係人代表者

様式第 2 号

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名 ⑩

綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業関係人代表者届

私は、綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱に基づく下記代表実施地番での対策事業の実施に係り、本実施要綱第 4 条に定める関係人代表者として届け出ます。

記

代表実施地番

--

様式第 3 号

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名 ⑩

構造物設置等土地使用承諾書

- 1 下記代表実施地番で実施予定の綾部市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、私の所有する下記土地に構造物設置等で土地使用することを承諾します。なお、使用地内の立木の伐採及び対策事業実施上必要な土地の形質の変更に異議はありません。また、立木及び土地の使用料は無償とすることを承諾します。
- 2 私の所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合には、買受人又は譲受人に対して、上記 1 の事項を承継します。

記

1. 代表実施地番

--

2. 土地の所在

市町村	字	小字	地番	地目	登記名義人
綾部市					

綾部市告示第 1 2 1 号

綾部市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用支援事業実施要綱（令和 2 年綾部市告示第 2 9 号）の全部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
利用支援事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 2 月 2 7 日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請を始めとした新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への臨時休業（以下「臨時休業」という。）の要請に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で 1 人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用（以下「報酬」という。）の増加による利用者負担の増加について、綾部市が増加相当額を助成することにより、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 助成の対象となる者は、綾部市から障害児通所支援給付費の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受け、放課後等デイサービスを利用した児童の保護者（以下「支給決定保護者」という。）とする。

（助成対象利用料等）

第 3 条 助成金の支給の対象となる利用料（以下「助成対象利用料」という。）は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までの間に支給決定保護者が利用した放課後等デイサービスの利用料のうち、次の各号に掲げるものとする。

- （1）本来は放課後等デイサービス事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業者が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと市長が認めたものについて、サービス提供事業者が支給決定保護者に対して請求する利用料
- （2）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和 2 年 3 月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市長が認めたもの及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと市長が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額について、サービス提供事業者が支給決定保護者に対

して請求する利用料

- (3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額について、サービス提供事業者が支給決定保護者に対して請求する利用料
- (4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと市長が認めたものについて、サービス提供事業者が支給決定保護者に対して請求する延長支援加算に係る額の利用料

2 助成金の額は、助成対象利用料の額とする。

（事業の実施方法）

第4条 サービス提供事業者は、支給決定保護者に助成対象利用料の支払いを求めないものとし、市長は、サービス提供事業者に助成金を支給することにより事業を実施するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、助成対象利用料を負担した支給決定保護者に助成金を支給することにより事業を実施することができる。

2 サービス提供事業者は、あらかじめ支給決定保護者及び助成対象利用料の額を市長に報告しなければならない。

3 サービス提供事業者は、前項の助成対象利用料の算定にあたり、明確な利用料の算定や切り分けが困難な場合は、市長が認める他の適切な方法で算定を行うことができるものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和2年6月29日から施行する。

2 この告示による改正後の綾部市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用支援事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日以後に支給決定保護者が利用した放課後等デイサービスの利用料に係る助成について適用し、同年3月1日から同月31日までの間に支給決定保護者が利用した放課後等デイサービスの利用料に係る助成については、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 2 2 号

綾部市テナント特別支援補助金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項第 1 号中「又は京都府休業要請対象事業者支援給付金」を「、京都府休業要請対象事業者支援給付金又は綾部市小規模事業者等緊急支援給付金」に改める。

様式第 1 号中

「

・ 京都府休業要請対象事業者支援給付金 を

「

・ 京都府休業要請対象事業者支援給付金
・ 綾部市小規模事業者等緊急支援給付金 に、

「京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給対象外」を「京都府休業要請対象事業者支援給付金又は綾部市小規模事業者等緊急支援給付金の支給対象外」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 3 号

綾部市母子栄養強化事業実施要綱（昭和 5 8 年綾部市告示 6 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中「第 3 7 項」を「第 3 8 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和2年7月1日から令和2年7月15日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な経過地
1452	川糸南古屋敷線	川糸町南古屋敷24番10	川糸町堀ノ内1番20	

綾部市告示第 1 2 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 7 月 1 5 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 5 2	川 糸 南 古 屋 敷 線	川糸町南古屋敷 2 4 番 1 0 川糸町堀ノ内 1 番 2 0	最大 12.00 最小 6.00	56.35

綾部市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和2年7月1日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和2年7月1日から令和2年7月15日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路線名	区 間	
1452	川糸南古屋敷線	川糸町南古屋敷24番10	川糸町堀ノ内1番20

綾部市告示第 1 2 7 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 7 月 1 5 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 1 4	上 野 藤 山 線	上野町上野 1 2 6 番 8 上野町上野 1 2 6 番 9	14.84	前	最大 5.58 最小 5.36
				後	最大 6.00 最小 6.00

綾部市告示第 1 2 8 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 1 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 7 月 1 5 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 0 1 4	上 野 藤 山 線	上野町上野 1 2 6 番 8	上野町上野 1 2 6 番 9

綾部市告示第 1 2 9 号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「

フリガナ						生年月日
申請者氏名 (受診者)		性別	男・女	年齢		年 月 日
受診者の個人番号						歳

を

」

「

フリガナ				生年月日
申請者氏名 (受診者)		年齢		年 月 日
受診者の個人番号				歳

に

」

改める。

「男

様式第 2 号中 を削る。

女」

様式第 4 号中

「

生年月日		性別	
------	--	----	--

を

」

「

生年月日	
------	--

に

」

様式第 8 号中 「（男・女）」を削る。

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市公告第49号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和2年6月4日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和2年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和3年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、令和3年4月1日以降必要に応じ採用します。

令和2年度 第1回 綾部市職員採用試験

事務職員・土木技師・保健師

～住んでよかった・住みたくなる・
住み続けられるまちづくりのために～

第2回職員採用試験は、
令和2年9月実施（7月下旬詳細発表）
の予定です。



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	(1) 平成4年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの方 (2) 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴を問わない。）	一般事務に従事
土木技師	若干名	(1) 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方 (2) 昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
保健師	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方。なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和3年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事

※注意 令和3年3月末日までに高等学校を卒業する見込みの方は、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせの趣旨に鑑み、この第1回試験を受験することはできません。第2回試験は、令和2年9月実施（7月下旬綾部市HPにて詳細発表）予定です。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和2年7月12日(日) 午前9時30分 (受付：午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和2年8月 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和2年9月 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) でお知らせします。

3 試験の方法及び内容

	職 種	試 験 方 法
第1次試験	事務職員 保健師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査
	土木技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査 (3) 専門試験(休憩後、午後から実施)
第2次試験	全 職 種	(1) 作文試験(作題指定) (2) 面接試験
第3次試験	全 職 種	面接試験

※各試験の内容は次のとおりです。

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験	人物評価
第3次試験	面接試験	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。</p> <p>綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に84円分の切手を貼り、<u>返信先の宛名を記入した返信用封筒（長3）を必ず同封してください。</u></p> <p>※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。</p> <p>※受験票が令和2年7月3日(金)までに到着しないときは、次頁の申込先までご連絡ください。</p>

申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 Tel 0773-42-4228
受付期間	<p style="text-align: center;"><u>令和2年6月4日（木）～令和2年6月19日（金）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u></p> <p>ただし、土曜日・日曜日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和2年8月4日（火）午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市ホームページ（掲載期間：令和2年8月11日（火）午後5時まで）
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は「令和3年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和3年4月1日に採用されます。なお、令和3年度綾部市職員採用候補者名簿は令和4年3月31日まで有効です。
- (2) 保健師試験合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和3年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

7 給与、福利厚生等

(令和2年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	182,200円	163,100円	150,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。



8 試験結果の開示

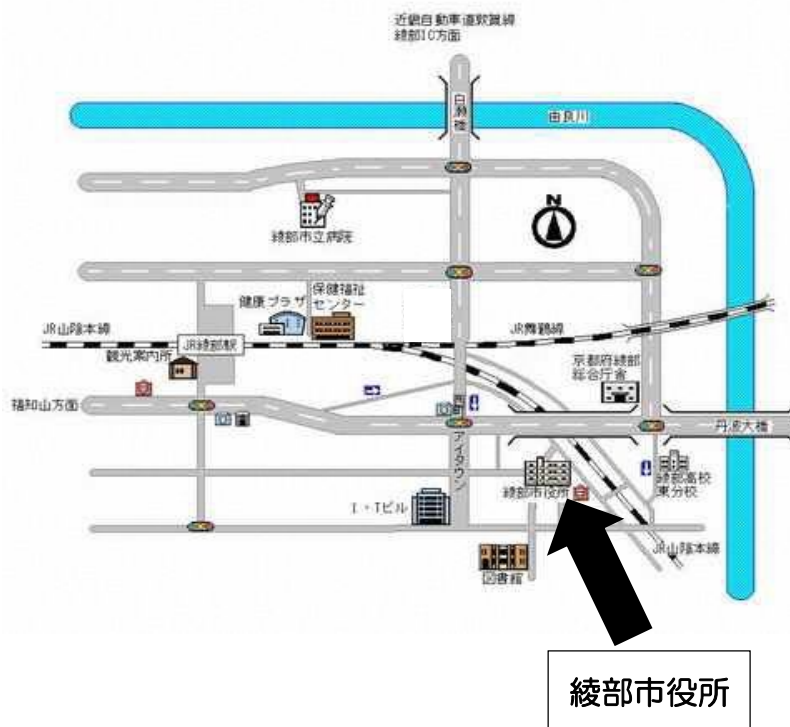
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	令和2年8月4日（火） から1か月間（ただし、 土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の 日（通知の日）から1か月 間（ただし、土、日曜日及 び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通 知の日）から1か月間（た だし、土、日曜日及び祝日 を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

第1次試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス
志賀南北線「市役所前」下車
すぐ。

または、あやバス上林線、
志賀南北線、東西線、
西坂線、篠田桜が丘線、
黒谷線、西八田線、
紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車
徒歩約4分

住んでよかった…
ゆったりやすらぎの
田園都市・綾部

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228



綾部市公告第50号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年6月12日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第51号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年6月15日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年6月8日 午後0時頃
- 2 捕獲場所 綾部市川糸町南古屋敷地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、黒（縞）
- 5 性 別 不明
- 6 体 格 小

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和2年6月15日）までに引取りのないときは、処分されます。

（連絡先）京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第52号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年6月15日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年6月8日 午後0時頃
- 2 捕獲場所 綾部市川糸町南古屋敷地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 黒
- 5 性 別 不明
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年6月15日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第 5 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和 2 年 6 月 1 5 日から令和 2 年 6 月 2 9 日まで

綾部市公告第54号

綾部市G I G Aスクール構想システム構築業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和2年6月22日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の綾部市G I G Aスクール構想システム構築業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市G I G Aスクール構想システム構築業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

綾部市教育委員会学校教育課

1 目的

国が推進する GIGA スクール構想に基づき校内通信ネットワークの整備を実施する。実施設計及びシステム構築（電気通信工事を除く）について、公募型プロポーザル方式により事業者からの提案を募り、綾部市の GIGA スクール構想の実現においてより優れた実施方法を選定する。

2 業務名

綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務

3 業務仕様書

別添「綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務仕様書（以下、仕様書）」のとおり

4 業務場所

綾部市立小学校 10 校、綾部市立中学校 6 校、綾部市役所、るんびに分教室、やすらぎルーム

5 業務期間及び予算額

(1) 業務期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日

(2) 予算額

補助対象内予算（綾部市立小・中学校内）

134, 080, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（ただし同一予算で電気通信工事（充電保管庫含む）等のネットワーク補助対象内事業を実施）

補助対象外予算（綾部市立小・中学校外）

5, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 導入業者選定方式

(1) 事業者の提案の中から最も優れた評価を得た事業者に優先交渉権を付与し契約締結に向け交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権の設定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権を得た事業者と当市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

(3) 契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

5 契約条件

資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は契約締結を行わないものとする。

(1) 過去に本件と同様、またはそれに類する業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年綾部市告示第 10 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び当市市税を滞納していないこと。
- (6) 当市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触しないこと。

6 スケジュール

期 日	項 目	備 考
令和 2 年 6 月 22 日（月）	募集開始	ホームページ及び公告
令和 2 年 6 月 29 日（月）	質問書提出	電子メールにて受付
令和 2 年 7 月 1 日（水）	質問書回答	電子メールにて回答
令和 2 年 7 月 20 日（月）	提案書提出期限	持参又は郵送
令和 2 年 7 月 22 日（水）	プレゼンテーション審査 （動画データでの審査）	
令和 2 年 7 月 27 日（月）	ヒアリング送付	提案内容に対するもの 電子メールにて送付
令和 2 年 7 月 29 日（水）	ヒアリング回答期限	電子メールにて回答
令和 2 年 7 月 31 日（金）	審査結果通知	郵送及び電子メール
交渉権を得た事業者と調整後	受託者決定・契約締結	
令和 3 年 3 月 31 日（水）	構築完了期限日	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

仕様書の業務内容を踏まえ、次のとおり提案書等を提出のこと。

(1) 提出物

- ア プレゼンテーション動画
- イ 提案書等届出書（様式第 1 号）
- ウ 会社概要書（様式第 2 号）
- エ 業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第 3 号）
- オ 業務実績書（様式第 4 号）
- カ 提案書（任意様式）

書式：A4 判・横書き・両面印刷・文字サイズ 10.5 ポイント以上

- ・提案事項
- ・業務実施体制
- ・業務スケジュール

キ 参考見積書（様式第5号）

仕様書に基づき積算すること。なお指定の様式のみで説明できない事項がある場合、任意様式の見積書を併せて提出することを認める。

(ア) 導入費用

・設計費用

システム設計及び電気通信工事設計

・メディアコンバータ費用

学校側（補助対象内：14施設）及びセンター側（補助対象外：綾部市役所）

※1施設追加になる可能性があるため、センター側は15スロット以上収納の集合型とする。

・無線AP単価

同時接続40人以上の機器を基本モデルとして提示し、上位・下位のモデルがある場合は同時接続人数を明記した上で参考に提示すること。

・PoEスイッチ単価

8ポート以上及び16ポート以上の2種類を提示すること。

・その他ネットワーク関連機器単価

無線LANコントローラや無線LAN認証装置を想定しているが構成によるためその他とする。

・充電保管庫単価

40台以上収容の機器を基本モデルとして提示し、上位・下位のモデルがある場合は収容数を明記した上で参考に提示すること。なお設計のみ実施し、発注は本業務ではなく別途実施する電気通信工事に含む。

・構築に関する役務費

(イ) 保守費用

・メディアコンバータ保守費用

・無線AP保守単価

・PoEスイッチ保守単価

・その他機器保守単価

・ライセンス料等

・役務費

(2) 提出部数

正本1部、副本9部、正本データ及びプレゼンテーション動画データ（DVD、USBメモリ等）

(3) 提出方法

郵送または持参

8 提案内容

仕様書に基づき提案するにあたり、以下の内容を必須事項とする。

(1) 業務実施体制

(2) 校内通信ネットワークのシステム構成

(3) 学校規模に合わせた機器選定の考え方

(4) システム構成の拡張性や将来性

- (5) 端末接続認証方法
- (6) システム管理者の運用負担軽減方法
- (7) その他、採用した構成の利点
- (8) 充電保管庫の選定
- (9) 各種費用

9 審査の概要

(1) 選定方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

なおコロナウイルス対策として会場設定してのプレゼンテーションは実施せず、動画データとして提供されたプレゼンテーション内容を元に審査を行うため、創意工夫し限られた提案時間の中で要旨を伝えること。

(2) プレゼンテーション審査日

令和2年7月22日（水）

(3) 時間制限

動画データの時間は最大30分間とする。

(4) 提案者

総括管理者が業務実施体制の説明を行うこととし、その他の提案者は任意とする。

(5) ヒアリング

提案を受けた内容に対し電子メールでヒアリングを行い、ヒアリング回答書（様式第7号）の内容を審査に反映する。

ヒアリング送付日：令和2年7月27日（月）

ヒアリング回答日：令和2年7月29日（木）

(6) 審査基準

各参加者からの提案を受け、選定委員が項目ごとに配点する。選定委員の配点を集計し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者とする。なお複数の事業者が最高得点を得た場合、審査員による協議の上、順位を決定する。

ア 業務実施体制（40点満点）

<p>【事業者の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の経営概念、経営規模、財務状況等は十分な信頼性、遂行能力があるか。 ・会社の事業内容は本業務を受託するにあたり妥当なものか。 ・過去に類似業務を受注した十分な実績があるか。 	20点
<p>【人員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括管理者、主任担当者は、経験年数や類似業務の十分な実績があるか。 ・総括管理者、主任担当者は、本業務に関連する資格を有しているか。 ・本市及び関連事業者等との円滑な調整が行うことができるか。 ・安全かつ正確な構築が可能なスケジュールで組まれているか。 ・人員配置、保守時間等は安定的、効率的な稼働が行える体制となっているか。 	10点

<p>【業務内容の理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書や課題を整理した上で簡潔明瞭な説明があるか。 ・専門的知識や独自のノウハウを踏まえた説得力のある説明があるか。 ・その他、GIGA スクール構想に関する有用な提案があるか。 	10 点
--	------

イ 企画提案内容 (160 点満点)

<p>【校内通信ネットワークのシステム構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綾部市の GIGA スクール構想の目的に基づいた提案内容か。 ・提案範囲以外の端末、センター設備、上位回線等を考慮した提案か。 	20 点
<p>【学校規模に合わせた機器選定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模に合わせた機器を選定しているか。 ・機器選定基準が明確であるか。 ・少ない機器数でより広い範囲を網羅できる機器を選定しているか。 	30 点
<p>【システム構成の拡張性や将来性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線 AP を容易に追加することができるか。 ・将来的な端末追加・更新を見据えた規格に対応した機器か。 	30 点
<p>【端末接続認証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の端末を接続するにあたり、容易に認証することができるか ・市内の他校に端末を移動した場合も認証や設定を要さず接続できるか。 ・意図しない端末の接続を防ぐことのできる認証方法か。 	30 点
<p>【システム管理者の運用負担軽減方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者が市教委から日常的な運用が行える構成か。 ・学校現場の教職員に負担がない運用方法か。 ・障害が発生した場合の対応を考慮した提案か。 	30 点
<p>【その他、採用した構成の利点】 (加点のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に限らず独自の特筆すべき利点があるか。 	10 点
<p>【充電保管庫の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での利用を想定した機能を持つ機器か (輪番充電等)。 ・納期に余裕のある機器か。 	10 点

ウ 参考見積金額 (100 点満点)

<p>【導入費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計費用 ・メディアコンバーター式 ・無線 AP (同時接続 40 人以上) ×134 台 ・無線 AP (同時接続 20 人以上) ×46 台 ・PoE スイッチ (8 ポート以上) ×35 台 ・PoE スイッチ (16 ポート以上) ×20 台 ・その他ネットワーク関連機器×必要台数 ・充電保管庫 (40 台以上収容) ×94 台 	20 点
--	------

・構築に関する役務費	
【保守費用】 ・上記の機器に関する導入後 10 年間の保守費用	80 点

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書及び電子メールで通知する。

審査結果通知予定日：令和 2 年 7 月 31 日（金）

10 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 同一の者が 2 つ以上の提出書類を提出した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- (6) 提案に対して談合等、不正行為があった場合。
- (7) その他事務局が不適切と認めた場合。

11 質問等の受付及び回答

本業務の内容等について、質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第 6 号）

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみ（gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp）

(3) 提出期限

令和 2 年 6 月 29 日（月）午後 5 時まで（必着）

(4) 回答

令和 2 年 7 月 1 日（水）までに、電子メールで回答。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

12 その他

- (1) 提案書の作成にあたり施設の平面図を要する場合、事務局に提供を求めること。
- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (5) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は事務局と調整のこと。）
- (7) 電子メールの通信事故等について、当市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 事務局

綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL : 0773-42-4322

FAX : 0773-43-0991

E-mail : gakokyoiku @city.ayabe.lg.jp

綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務仕様書

1 要旨

国が推進する GIGA スクール構想に基づき校内通信ネットワークの整備を実施するにあたり、システム構築業務の仕様を示すものである。本仕様書に記載のない事項についても、協議の上で校内通信ネットワーク整備に要すると認められるものについては実施することとする。

2 設計方針

- (1) 学校とセンター間のメディアコンバータ更新及び学校 L2 スイッチの学習系ネットワークポートから先を業務範囲の想定とする。
- (2) センター側から端末までの経路を 1Gbps（理論値）で通信できること。
- (3) 無線 AP は IEEE 802.11ac (Wave2) 以上の対応とする。
- (4) 各校の児童生徒数に基づき安定した接続及び通信ができること。
- (5) 予算の範囲内で、下記の優先順位で無線 LAN 環境を構築する。なお優先順位は標準的な考え方であり、各学校ヒアリングし個別事情を反映して設計する。

優先 順位	小学校	中学校
1	普通教室及び特別支援教室	
2	体育館	
3	職員室	
4	イングリッシュルーム	
5	理科室	
6	音楽室	図書室
7	パソコン教室及び図書室	美術室
8	家庭科室	技術室
9		音楽室
10		パソコン教室
11		家庭科室
12		調理室

- (6) 新設する LAN ケーブルについては CAT6A とする。
- (7) 既設の CAT5E の LAN ケーブル等、継続して利用が見込めるものについては流用すること。
- (8) 既設の情報コンセントが引き続き利用できること。
- (9) 現地調査の上、システム設計、電気通信工事設計を行うこと。
- (10) データセンターやクラウド（プライベート、パブリック問わず）を利用する場合、セキュリティ要件や導入実績等、信頼性が十分あること。
- (11) 特に定めのない物については文科省提示の「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」を参考にしつつ、綾部市の運用に併せた提案を行うこと。

3 業務場所

(1) 綾部市立小・中学校（補助対象内）

番号	学校名	住所	児童生徒数	学級数	特別支援学級数	授業担当教員数
1	綾部小学校	上野町上野 168 番地	514 人	19 クラス	3 クラス	41 人
2	中筋小学校	大島町外山田 8 番地の 1	285 人	10 クラス	3 クラス	20 人
3	豊里小学校	栗町花貝 2 番地	166 人	6 クラス	2 クラス	12 人
4	物部小学校	物部町北前田 51 番地	39 人	6 クラス	0 クラス	6 人
5	志賀小学校	志賀郷町丁田 8 番地	50 人	6 クラス	0 クラス	7 人
6	吉美小学校	有岡町田坂 16 番地	173 人	8 クラス	2 クラス	14 人
7	西八田小学校	岡安町家ノ下 10 番地	77 人	6 クラス	2 クラス	8 人
8	東八田小学校	上杉町中嶋 2 番地	53 人	6 クラス	0 クラス	6 人
9	東綾小学校	鷹栖町小丸山 25 番地	70 人	6 クラス	3 クラス	11 人
	東綾中学校		44 人	3 クラス	3 クラス	16 人
10	上林小学校	八津合町片山 17 番地	32 人	6 クラス	1 クラス	7 人
	上林中学校		13 人	3 クラス	2 クラス	9 人
11	綾部中学校	宮代町明知 7 番地	556 人	18 クラス	2 クラス	42 人
12	豊里中学校	豊里町三宅 53 番地	76 人	3 クラス	1 クラス	10 人
13	何北中学校	物部町高倉前 8 番地	48 人	3 クラス	2 クラス	10 人
14	八田中学校	梅迫町大野 20 番地	77 人	3 クラス	0 クラス	10 人

※令和 2 年 5 月 1 日現在

(2) その他（補助対象外）

番号	学校名	住所	概要
1	綾部市役所	若竹町 8 番地の 1	センター側集合型メディアコンバータ設置
2	るんびに分教室 (東綾小中学校)	十倉中町米谷 16	無線 AP (同時接続 40 人以上) 1 台 充電保管庫 (40 台以上収容) 1 台
3	やすらぎルーム	井倉町小庄司 3 番地の 1	無線 AP (同時接続 20 人以上) 1 台

4 接続想定端末等

iPad (7Gen) … GIGA スクール構想に伴い児童生徒教師用を整備。

Apple TV HD … GIGA スクール構想に伴い iPad の映像転送用に整備。

Windows 10 端末 (Surface Pro、Surface Go 等) … 約 100 台。既存学習用タブレット端末。

5 成果品

以下に掲げる成果品を提出することとする。なお本業務は、公立学校情報通信ネットワーク環境施

設整備費補助金を受けて実施する事業であるため、事業完了後に提出する実績報告書や会計検査院が実施する会計検査に要する内容を明記すること。

(1) 設計業務

- ア システム設計書
- イ 電波調査資料
- ウ 電気通信工事設計書

(2) システム構築業務

- ア システム設計書（竣工図）
- イ 管理者向け運用マニュアル
- ウ 教職員向け運用マニュアル（障害発生時対応等を想定）

(3) その他

上記に記載はないものの、必要と認められるドキュメント類は併せて納品することとする。

6 必要保守要件

- (1) 対応時間 平日 8:30～17:15
- (2) 対応方法 電話、E-Mail、TEL、FAX、オンサイト（※緊急時のみ）。
- (3) その他 センター設備導入事業者と連携し保守を行うこと。
障害発生時に迅速な対応が可能な保守拠点が存在すること。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、基本仕様書に疑義が生じた場合は、あらかじめ契約締結前に明確にしておくものとする。
- (2) 受託者選定後、当市と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うものとする。なお、契約後の業務内容は必ずしも提案内容と同じに実施するものではない。
- (3) 受託者は、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。

公 告

綾部市GIGAスクール構想システム構築業務公募型プロポーザル審査表

事業者名

審査員名

観点	項目	詳細	配点			得点
			観点	項目	評価基準	
ア	業務実施体制	事業者の実績	40	20	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	20 16 12 8 4
		人員の配置			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	10 8 6 4 2
		業務内容の理解			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	10 8 6 4 2
イ	企画提案内容	校内通信ネットワークのシステム構成	160	20	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	20 16 12 8 4
		学校規模に合わせた機器選定の考え方			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	30 24 18 12 6
		システム構成の拡張性や将来性			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	30 24 18 12 6
		端末接続認証方法			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	30 24 18 12 6
		システム管理者の運用負担軽減方法			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	30 24 18 12 6
		その他、採用した構成の利点			特筆する利点 (理由を記述し、10点を上限に任意加点)	10
		充電保管庫の選定			極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	10 8 6 4 2
ウ	参考見積金額	導入費用	100	20	20×最低参考見積金額/参考見積金額	
		保守費用			80	80×最低参考見積金額/参考見積金額
合計			300	300		

(様式第 1 号)

提案書等届出書

令和 2 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所
 事業者名
 代表者名 印

綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務において、提案書等を提出します。
 なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容
 について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出数
ア	プレゼンテーション動画	データ
イ	提案書等届出書 (様式第 1 号)	正本 1 部、副本 部 及びデータ
ウ	会社概要書 (様式第 2 号)	〃
エ	業務を行う者の資格、経歴及び実績書 (様式第 3 号)	〃
オ	業務実績書 (様式第 4 号)	〃
カ	提案書	〃
キ	見積書 (様式第 5 号)	〃

※Microsoft Office がインストールされた標準的な Windows 10 端末で閲覧可能なデータ形式とする。

本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先

所 属	
担当者氏名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第 2 号)

会社概要書

令和 2 年 4 月 1 日現在

事業者名				
代表者名				
所在地				
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期純利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主な業務内容				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		FAX 番号		
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期純利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第 3 号)

業務を行う者の資格、経歴及び実績書

事業者名 _____

役割	本業務における配置予定者	無線 LAN 環境構築や教育・行政に係る主な実績
総括 管理者	所属及び役職 氏名及び年齢 (歳)	発注者
	資格	業務名
	実務経験年数 年	契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	担当業務	契約金額 円
主任 担当者	所属及び役職 氏名及び年齢 (歳)	発注者
	資格	業務名
	実務経験年数 年	契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	担当業務	契約金額 円
主任 担当者	所属及び役職 氏名及び年齢 (歳)	発注者
	資格	業務名
	実務経験年数 年	契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日
	担当業務	契約金額 円

※表が不足する場合は適宜追加してください。

(様式第 4 号)

業務実績書

事業者名

発注者	委託業務名	業務内容	契約期間	契約金額 (税込)
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円
			年 月 日 ～ 年 月 日	円

※無線 LAN 構築等にネットワーク整備に関する業務実績を記載してください。なお教育、行政及び近隣での実績を優先してください。

※上記のうち、代表的な業務実績を示す資料一式を参考に添付してください。

(様式第5号)

参考見積書

事業者名

提案機器 (無線AP)

無線AP	
要件	基本モデル (同時接続40人以上) 上位モデル (任意)
同時接続数	台 台
WiFi規格	
MIMO	x : (2.4GHz) x : (5GHz) x : (2.4GHz) x : (5GHz)
ネットワークポート数	
その他特記事項	
単価 (税込)	

提案機器 (PoEスイッチ)

PoEスイッチ	
要件	8ポート以上 16ポート以上
ネットワークポート数	
PoE規格	
その他特記事項	
単価 (税込)	

提案機器 (充電保管庫)

充電保管庫	
要件	基本モデル (40台以上収容) 上位モデル (任意)
収容台数	
検知充電機能	
その他特記事項	
単価 (税込)	

参考見積: 購入費用

件名	製品名	型番	メーカー名	要件	想定数量	単位	単価 (税込)	参考見積金額	備考 (仕様等)
設計費				学校内	1 式			0	
				学校外	1 式			0	
メディアアイコンバータ				学校内	1 式			0	
				学校外	1 式			0	
無線AP				同時接続40人以上	134 台			0	
				同時接続20人以上	46 台			0	
PoEスイッチ				8ポート以上	35 台			0	
				16ポート以上	20 台			0	
その他ネットワーク関連機器 (必要に応じて行を追加)				学校内	0 台			0	
				学校外	0 台			0	
充電保管庫				40台以上	94 台			0	
構築に関する仮設費用				学校内	1 式			0	
				学校外	1 式			0	
購入費用合計									0

参考見積: 保守費用 (購入後10年間)

年間保守費用	開始年	終了年	修繕年	数量	単位	単価 (税込)	参考見積金額	
年間保守費用	1 年目から	5 年目	5 年目	5 年			0	
年間保守費用	6 年目から	10 年目	10 年目	5 年			0	
年間保守費用	年目から	年目	年目	0 年			0	
年間保守費用	年目から	年目	年目	0 年			0	
年間保守費用	年目から	年目	年目	0 年			0	
保守費用合計 (購入後10年間)								0

(様式第 6 号)

令和 2 年 月 日

住所
 事業者名
 所属
 担当者氏名
 電話番号
 E-mail

質問書

綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

令和 2 年 6 月 29 日 (月) 午後 5 時までにメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課
 gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

(様式第 7 号)

令和 2 年 月 日

住所
 事業者名
 所属
 担当者氏名
 電話番号
 E-mail

ヒアリング回答書

綾部市 GIGA スクール構想システム構築業務公募型プロポーザルのヒアリングについて、以下のとおり回答します。

ヒアリング事項	回 答 内 容

令和 2 年 7 月 29 日 (水) 午後 5 時までにメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会事務局教育部学校教育課
 gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

綾部市公告第55号

綾部市まちづくり条例（平成28年3月28日綾部市条例第5号）第13条の規定に基づき、地区計画を変更したいので、次のとおり公告し当該地区計画の案を縦覧に供する。

令和2年6月29日

綾部市長 山崎善也

- 1 地区計画の種類、名称
西町地区地区計画

- 2 地区計画の位置及び区域
綾部市西町一丁目の一部
綾部市西町二丁目の一部
綾部市本町三丁目の一部

- 3 縦覧の場所
綾部市役所建設部都市計画課

綾部市公告第 5 6 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（2－1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（2－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 2 年 6 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 2 6 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（2－1）工事
公共下水道関連配水管布設替（2－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市田野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠工事と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替工事を合併して発注するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 1 7 0 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 5 7 2 m
マンホール設置工 N = 2 8 基
汚水枳及び取付管工 N = 2 3 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 2 0 0 L = 0 . 4 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 5 0 L = 0 . 4 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 0 0 L = 8 1 5 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 1 0 4 m
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 9 7 m
消火栓設置工 N = 3 基
給水管布設工 N = 1 2 戸
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 2 年 7 月 2 9 日から
令和 3 年 3 月 1 5 日まで（2 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、

本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和2年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要としま

す。)

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年6月29日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,560円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和2年7月2日（木）午前9時から午後6時まで
令和2年7月3日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和2年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年7月9日（木）から
令和2年7月10日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年7月13日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和2年7月17日(金)午前9時から午後6時まで
令和2年7月20日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年7月21日(火)午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

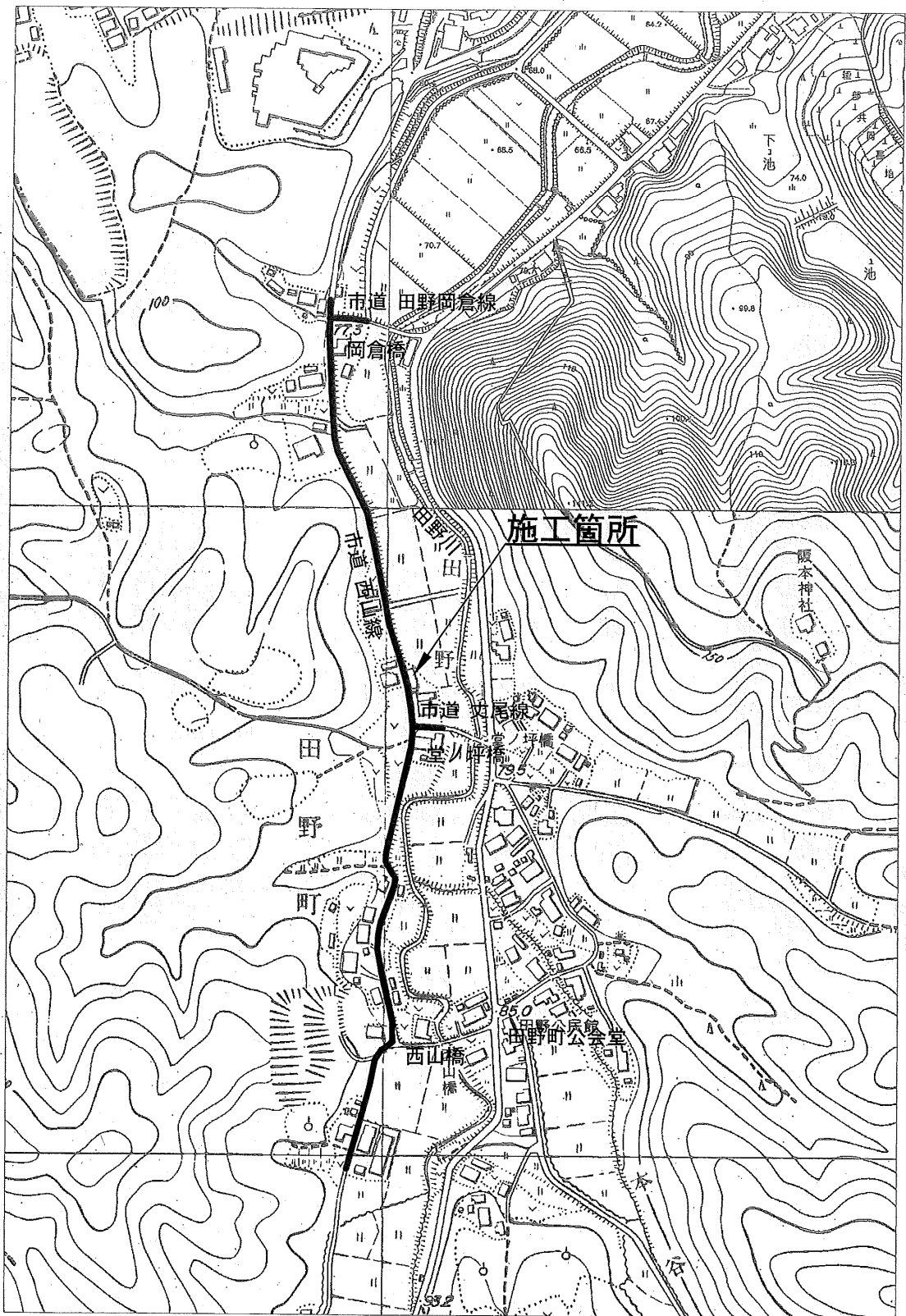
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

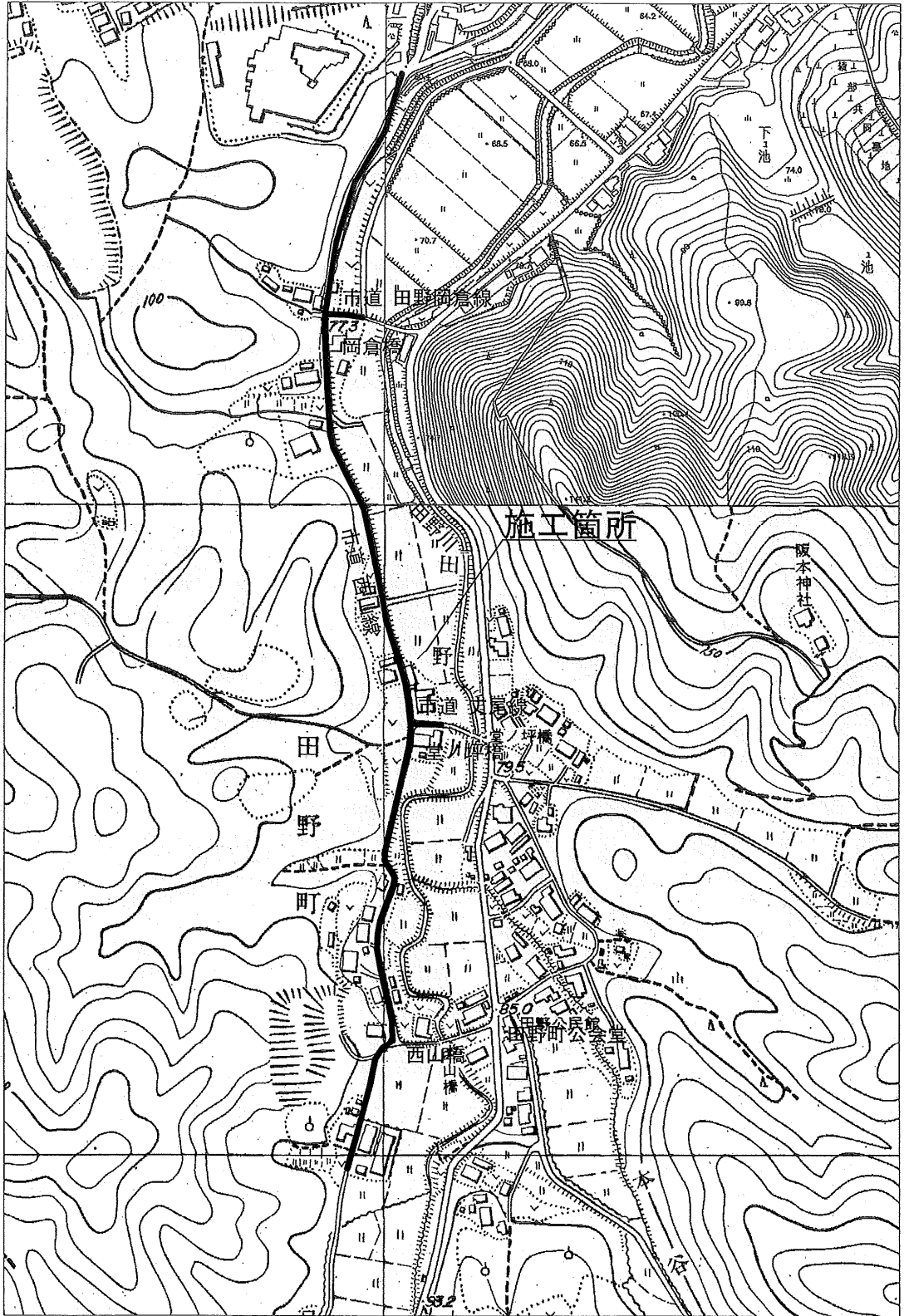
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

位 置 図



公共下水道管渠築造（2-1）工事

位置圖



公共下水道関連配水管布設替(2-1)工事

綾部市公告第 5 7 号

清山荘大規模改修事業、清山荘屋根等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 2 年 6 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 3 0 号
- (2) 工 事 名 清山荘屋根等改修工事
- (3) 工事場所 綾部市里町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、建物の延命化及び利用環境の向上を図るため、清山荘の屋根等を改修するものです。既存施設を利用しながらの工事であり、施設利用者への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 大屋根防水改修 1, 9 0 0 m²
玄関ポーチ屋根防水改修 9 0 m²
- (6) 予定工期 令和 2 年 7 月 2 9 日から
令和 2 年 1 0 月 2 6 日まで（9 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 2 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 2, 5 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の

元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式－3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年6月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課

契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は170円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和2年7月2日（木）午前9時から午後6時まで
令和2年7月3日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年7月9日（木）から
令和2年7月10日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年7月13日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和2年7月17日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年7月20日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によるこ

と。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年7月21日（火）午後1時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

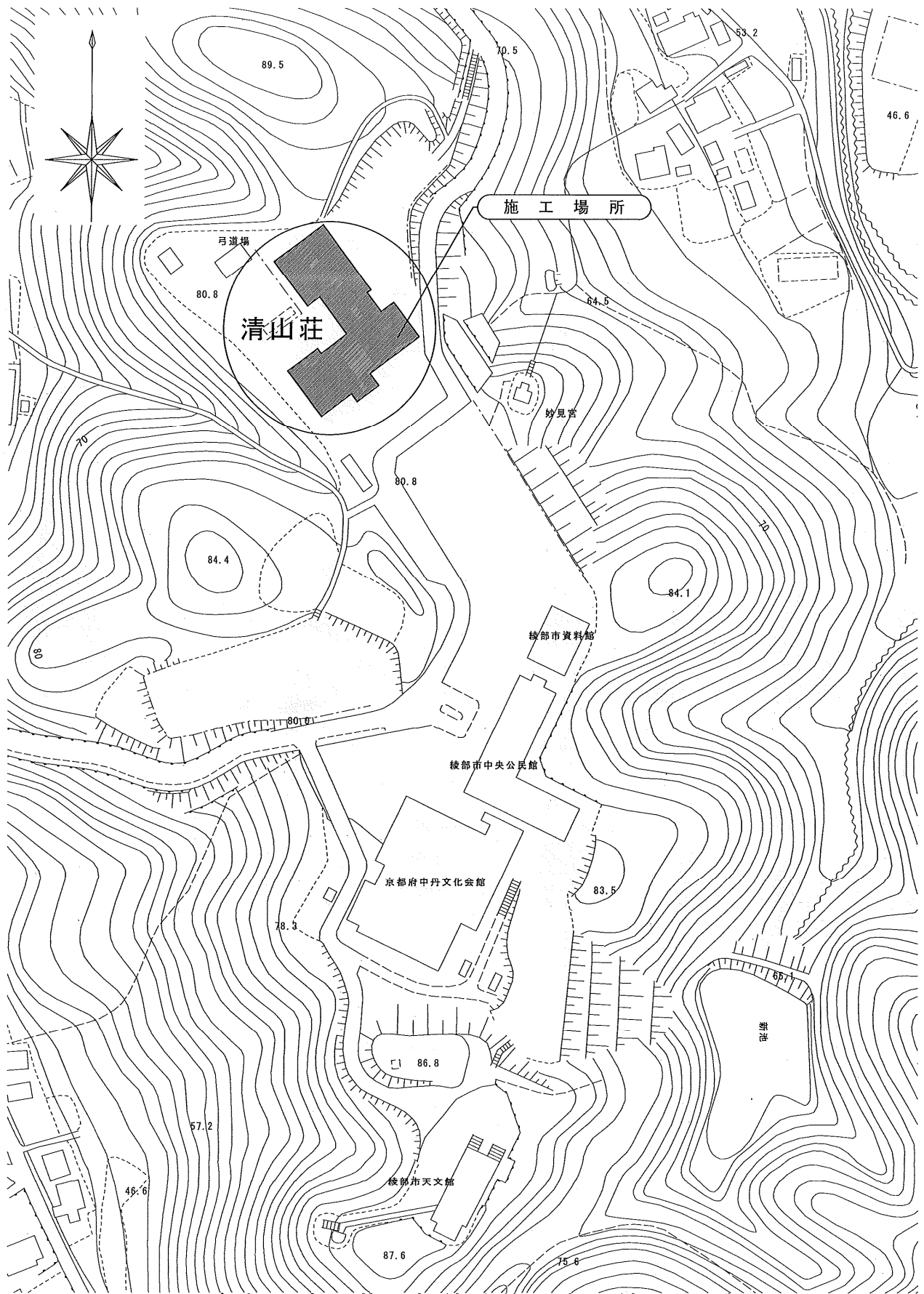
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置		



工事名：清山莊屋根等改修工事 縮尺 1/X

綾部市公告第58号

資料館大規模改修事業、資料館改修工事（屋上防水及び外壁改修）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月29日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第502 31号 |
| (2) 工 事 名 | 資料館改修工事（屋上防水及び外壁改修） |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋上防水改修 340㎡
外壁改修 640㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和2年 7月29日から
令和2年11月25日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年6月29日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は160円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年7月2日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年7月3日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年7月9日(木)から

令和2年7月10日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年7月13日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年7月17日(金) 午前9時から午後6時まで
令和2年7月20日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年7月21日(火) 午後2時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

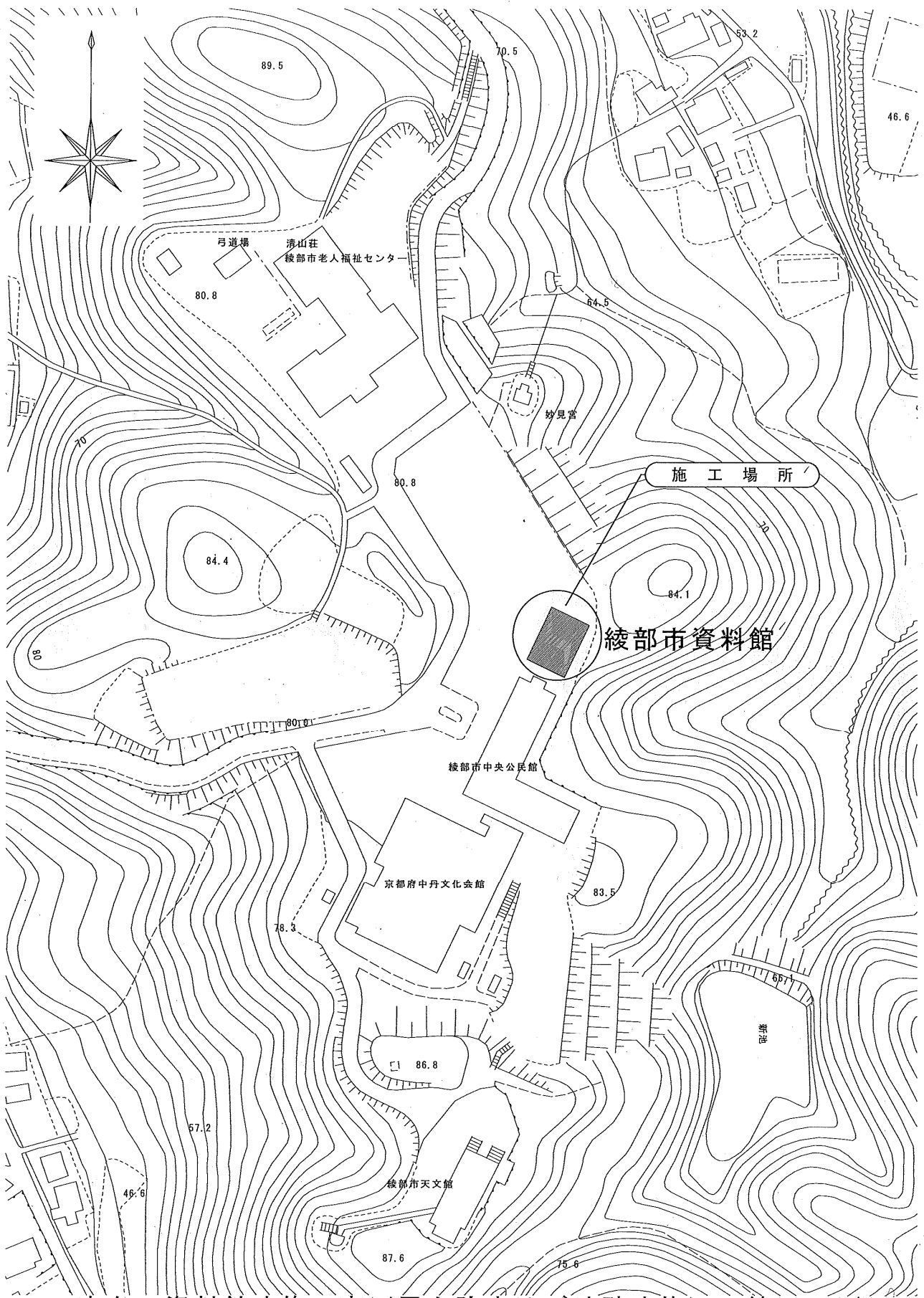
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



工事名：資料館改修工事（屋上防水及び外壁改修） 縮尺 1/X

綾部市公告第59号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（2-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月29日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第502 33号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（2-1）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市井倉町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 563m W = 2.95 ~ 22.5m
切削・オーバーレイ工 A = 2,190㎡
舗装版打換工 A = 1,174㎡
オーバーレイ工 A = 50㎡
区画線工 L = 826m |
| (5) 予定工期 | 令和2年7月29日から
令和3年1月24日まで（180日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年6月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は780円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年7月2日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年7月3日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年7月 9日（木）から

令和2年7月10日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年7月13日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年7月17日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年7月20日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年7月21日（火）午後2時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

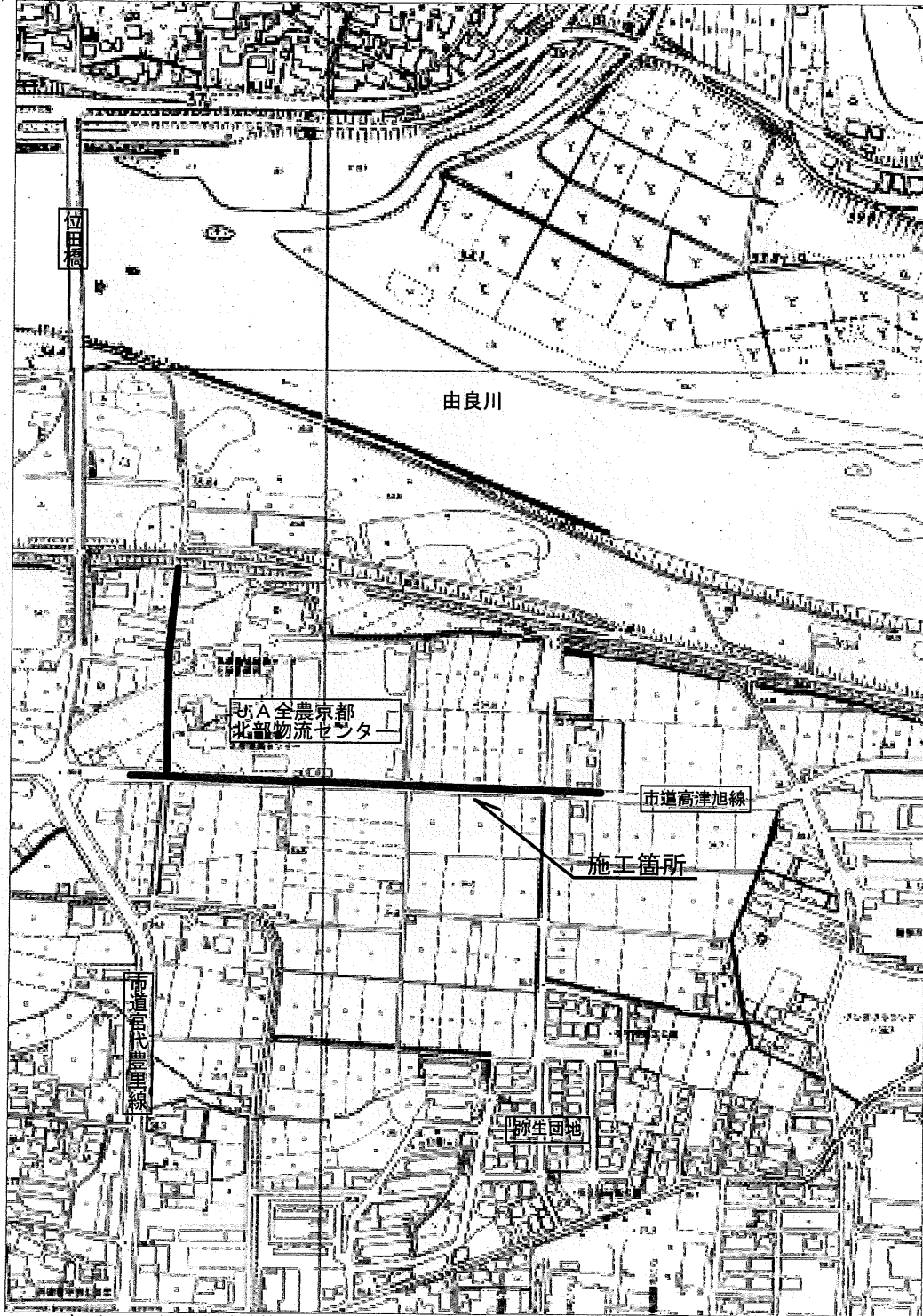
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



工 事 名 : 公共下水道舗装復旧 (2-1) 工事
工 期 : 180日間

— : 施工範囲

綾部市公告第60号

水量水質安定的対策事業、位田町旭ヶ丘舗装復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年6月29日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第502 34号 |
| (2) 工 事 名 | 位田町旭ヶ丘舗装復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市位田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=287.0m W=2.5~7.6m
舗装工 A=1,168㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和2年 7月29日から
令和2年12月15日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年6月29日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は100円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年7月2日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年7月3日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年7月 9日(木)から

令和2年7月10日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年7月13日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年7月17日(金) 午前9時から午後6時まで
令和2年7月20日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年7月21日(火) 午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

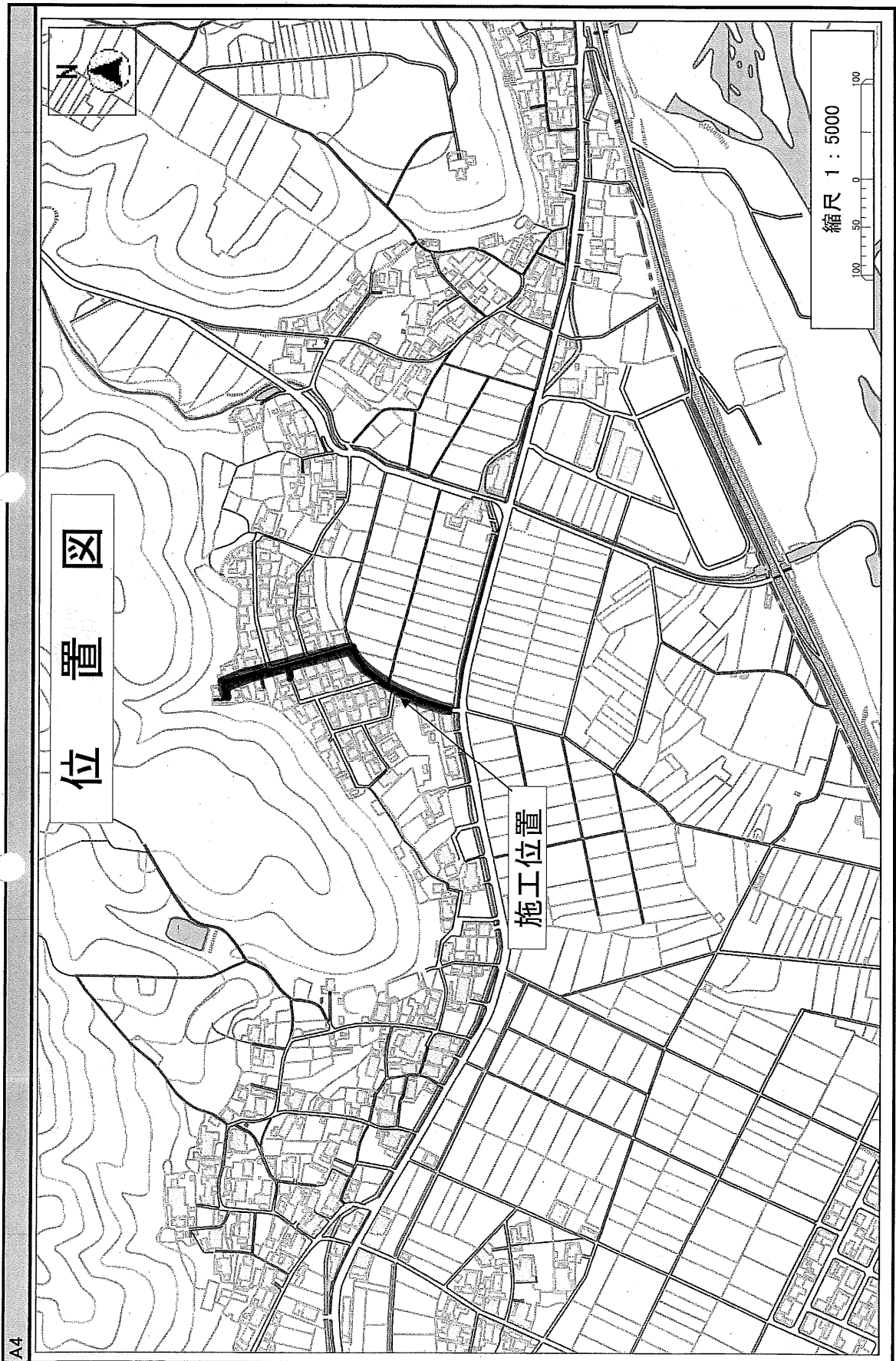
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 6 1 号

住民基本台帳法第 3 4 条第 2 項の規定に基づく調査により、住民基本台帳法施行令第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者の住民票を職権によって消除したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第3回（6月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年6月26日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年6月29日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第12号 綾部市社会教育委員の委嘱について
 - ・議第13号 綾部市図書館協議会委員の任命及び解任について
- 4 報告事項
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて
 - ・コウノトリにヒナ愛称募集について
- 5 事務連絡